

2023年度
地域企業人材確保支援補助金
募集要領

1.1 版

2024年4月

旭川市経済部経済総務課

【事業目的】

地域企業人材確保支援補助金は、企業における人材不足への対応を支援するため、短期雇用による人材確保に向けた新たな手段であるデジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスを利用する企業を支援します。

【対象経費】

スポットワーク仲介を利用した時の手数料

【対象期間】

2024年5月1日（水）から2024年9月30日（月）まで

【受付期間】

2024年3月15日（金）9時から2024年5月2日（木）17時まで

【受付方法】

オンラインでの申請が必須となります。

<https://logoform.jp/form/iLZf/484822>



【添付書類】 ※提出いただいた電磁的記録媒体の返却は致しません。

- ・産業分類（P3 日本産業分類参照）が確認できる書類
（法人：定款または履歴事項全部証明書 個人：確定申告書等※全ページ必須）

- ・市町村税の納税証明書

- ・誓約・確認書（様式をダウンロードして記載）

旭川市のホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/54501/545/d079020.html>



【注意事項】

- ・申請に際しては、本募集要領に記載されている内容を必ずよく確認した上で行ってください。
- ・申請前に、添付書類に不備や不足がないことを必ず確認してください。
不備等がある場合は原則受付できません。

【お問合せ先】

旭川市経済部経済総務課雇用労政係

<TEL> 0166-25-7152

<E-mail> keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

<受付時間> 8:45～17:15（土・日・祝日は除く）

1. 補助の対象となる事業内容

求人に当たり、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスを利用し、短期雇用が成立したことへの対価として、当該サービスを提供する事業者を支払った利用料とします。消費税額及び振込手数料は補助の対象外とします。（スポットワーク仲介を利用した時の手数料のみを補助）

2. 申請要件

以下の要件をすべて満たすもの。

- (1) 中小企業、個人事業主又は組合等であること。ただし、政治団体、もしくは宗教上の組織又は団体は除くものとする。（表1、表2）
- (2) 旭川市内にて事業所を有し、営業を行っていること。
- (3) 旭川市の市税（個人事業主の場合は、住民票の住所における市町村税）を滞納していないこと。（旭川市発行の「市税の滞納のないこと」の証明が必要）
※旭川市発行の「市税の滞納のないこと」の証明が発行されない事業者は、事務局に確認してください。
- (4) 同一の申請内容で他の機関（国、地方自治体、公益財団法人等）から補助金を受けておらず、かつ今後受ける予定もないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項、又は同条第13項の規定に該当する者でないこと。
- (6) 旭川市暴力団排除条例（平成26年条例第16号）第2条第1号、同条第2号、又は同条例第7条第1項の規定に該当する者でないこと。
- (7) 中小企業又は個人事業主は資本金又は従業員数（常勤）が、表1の数字以下であること。組合等は、表2に該当すること。

表1 業種別の資本金又は常用従業員数

業種	資本金	常用従業員数
製造業、建設業、運輸業その他	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
小売業、サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人

表2 組合等

対象
事業協同組合、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、中小企業者の事業の共同化のための組織その他中小企業に関する団体

<補助対象外のもの> ただし、以下の者は補助対象となりません。

- 同一事業者とみなす法人・個人・組合（※1）からの重複した申請
- その他、補助金を法令又は公序良俗に反する行為に利用する者

※1 「同一事業者とみなす法人・個人・組合」は次の①～③のいずれかに該当する者としてします。

- ① グループ会社や関連（関係）会社
- ② 同一人物が役員等を兼務し、議決権の保有等により財務・営業・事業の方針の決定に重要な影響を与えることができる企業・事業主・組合
- ③ その他、事業実態に鑑みて旭川市が同一事業者と判断する者

3. 補助率・補助額・件数

補助率、補助金限度額、件数は次のとおりです。

- (1) 補助率 10 / 10
- (2) 補助金限度額 30万円以内
- (3) 件数 100件

※補助対象件数は、最大100件までとし、100件を超える申請があった場合には、下記の日本産業分類（平成25年10月改定）に該当する事業所を優先とし、抽選により決定します。

【優先対象の日本産業分類（大分類）】

「鉱業、採石業、砂利採取業」、 「建設業」、 「製造業」、 「情報通信業」、 「卸売業、小売業」、 「金融業、保険業」、 「不動産業、物品賃貸業」、 「宿泊業、飲食サービス業」、 「生活関連サービス業、娯楽業」、 「医療、福祉」、 「サービス業（他に分類されないもの）」

※本補助事業は、補助金額を確定してからの精算払いとなり、概算払いではありませんのでご注意ください。

4. 補助対象期間

2024年5月1日（水）から2024年9月30日（月）までを雇用期間として、デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスを利用した際の手数料が対象となります。

5. 事業スケジュール

本事業の実施スケジュールは以下のとおりです。

時期	内容	
	旭川市	申請者
3月15日(金)～ 5月2日(木)	① 補助事業者登録募集 (HPに誓約・確認書等のデータ掲載)	② アドレス登録及び認証, 申請 フォームの入手 ③ フォーム入力及び関係書類 を添付し, 送信 ④ 登録申請完了メールを受領
～5月上旬	⑤ 登録申請内容確認 (申請件数100件超えで抽選) ⑥ 登録決定及び通知	⑦ 登録決定通知受領
5月1日(水)～ 9月30日(月)		⑧ スポットワーク仲介の利用
～12月20日(金)		⑨ 利用料の精算 ⑩ 交付申請書及び関係書類の 提出
交付申請書提出後	⑪ 検査及び補助金額の確定通知 ⑬ 補助金の支払い	⑫ 補助金請求書の提出 ⑭ 補助金の受領

6. 登録申請

メールアドレスの誤登録による個人情報の流出を防止するため、メールアドレスの登録及び認証を行ってください。オンラインのみ対応となります。

<受付期間> 2024年3月15日(金) から2024年5月2日(木) 17時必着

(1) 以下のアドレスまたは二次元コードから受信可能なメールアドレスを入力し送信ボタンを押してください。

<https://logoform.jp/form/iLZf/484822>



(2) 登録したメールアドレスに認証メールが送信されます。

受付締切日までに、添付された申請フォームに「(ア) 必要事項」, 「(イ) 誓約・確認書」及び「(ウ) 分類に応じた必要書類」をアップロードして申請を完了してください。

(ア) 必要事項 (申請フォームに入力)

- ① 法人種別 (法人・個人事業主)
- ② 会社名, 会社所在地, 連絡先
- ③ 代表者氏名, 担当者名 (個人事業主の場合, 屋号, 氏名)
- ④ 従業員数

- ⑤ 資本金（個人事業主の場合は0と入力）
- ⑥ 主とする産業分類（優先産業 11 種またはその他から選択）

(イ) 誓約・確認書

代表者が自署したもの

様式（Word, PDF 形式）は以下の HP よりダウンロードしてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/54501/545/d079020.html>

(ウ) 分類に応じた必要書類

必要書類	分類		
	法人	個人事業主	
		確定申告済	確定申告前
定款または履歴事項全部証明書の写し（PDF 形式）	○	—	—
收受日付印（電子申告の場合は相当するもの）の付いた確定申告書の写し（PDF 形式）	—	○	—
個人事業の開業・廃業等届出書の写し <u>※2024 年 1 月以降創業の場合のみ</u> （PDF 形式）	—	—	○
「市税の滞納のないこと」の納税証明書 （PDF 形式）※申請時点で最新のもの	○	○	○

※確定申告書は全ページ必要となります。

【白色申告の場合】収支内訳書（全ページ）

【青色申告の場合】青色申告決算書（全ページ）

(3) 申請完了メール

- ・申請フォームの入力が完了（送信）すると登録アドレスにメールが届き、申請完了となります。
- ・メールが届かない場合は事務局に確認してください。
- ・なお「申請完了」の通知は、補助対象事業者の決定ではありません。補助の決定については、申請後の「登録決定通知」を持って確定されますのでご注意ください。

7. 登録決定

申請内容及び必要書類を審査後、補助対象者に対して「登録決定通知」を送付します。決定後の詳細については、同封の「登録決定後の流れ」を参照してください。

8. 補助対象経費

当該補助期間内にサービスを利用した手数料（サービス利用料）となります。**人件費や交通費は含まれません**ので、ご注意ください。かつ**消費税及び振込手数料を差し引いたもの**とします。

(1) 補助対象経費からの消費税及び振込手数料の除外について

- ・補助金額に消費税等が含まれると、補助金精算後に行う確定申告に基づく報告が必要となり、報告漏れや、補助対象者の事務手続きの煩雑化が予想されます。そのため、**消費税及び振込手数料は補助対象経費から除外して、補助交付申請を行ってください。**

(2) 支払について

- ・**補助対象経費の支払いは原則として金融機関を利用した口座振込をご利用ください。**
- ・現金（現金振込みを含む）・クレジットカード支払い・小切手・手形等による支払いは、補助金執行の適正性確保の観点から原則として認められませんのでご注意ください。
- ・分割及びリボ払いは一切認められません。ただし「現金決済のみ（現金振込み含む）」又は「クレジットカード決済（申請者本人、会社名義、代表者名義に限る）のみ」でしか行えない取引の場合等は、その理由を確認できれば認められる場合があります。

※クレジットカード決済の場合は、当該補助期間内で決済済みであるとともに、2024年11月末日までに「申請者口座から当該費用の引落としがされていること」が必要となります。ご利用のクレジットカード会社からの引落としが、2024年12月1日以降となる場合は補助対象となりませんのでご注意ください。

9. サービス提供事業者

デジタル技術を用いて短時間・単発の就労を内容とする雇用契約を仲介する事業のサービスであれば、特にサービス提供事業者の指定はありません。ご自由に選定し、サービスを利用してください。

10. 補助交付申請

補助限度額到達または補助対象期間終了し、サービス利用料の支払後、2024年12月20日（金）までに補助金交付申請書に下記の必要書類を添付し、郵送（必着）又は持参してください。

(1) 必要書類

- ① 地域企業人材確保支援補助金交付申請書
- ② 補助対象経費明細書
- ③ 利用内容がわかる書類（サービス事業者からの請求書または支払明細書）
- ④ 支払完了を証する書類（通帳の写し等を添付）

申請書及び明細書の様式（Word, PDF 形式）を以下の HP よりダウンロードしてください。

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/542/54501/545/d079020.html>



(2) 提出先

〒070-8525 旭川市6条通10丁目 旭川市役所第三庁舎3階
経済部経済総務課雇用労政係

1.1. 補助金額の決定及び支払

- ・ 交付申請書等に基づき対象経費の検査を行い、交付する補助金額を決定します。検査を行う上で確認が必要な際には、補助対象者に連絡する場合があります。
- ・ 補助金額の決定後、補助対象者からの請求に基づき、指定された口座に補助金を交付します。

1.2. 留意していただきたい点

(1) 決定の取り直し

補助対象者が補助金交付の決定の内容及びこれに付した条件に相違していると認められるとき等は、補助金の交付の全部、又は一部を取消す場合があります。(補助金が既に交付済みである場合には、返還を求める場合があります。)

(2) 文書及び帳簿等の保存

補助対象者は、補助金の経理についてその他の経理と明確に区分し、その支出の事実を明らかにするとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類等を補助金交付日の属する年度の翌年度から5年間保存してください。

(3) 旭川市からの連絡について

申請等において内容確認のため連絡をする場合があります。

●お問合せ先●

旭川市経済部経済総務課雇用労政係

<TEL> 0166-25-7152

<E-mail> keizaisomu@city.asahikawa.lg.jp

ご不明な点はお問い合わせください。